

※本チェック表については、当局が効率的な審査を進めるために必要となりますので、作成された「払戻しの公告」と「払戻しの掲示物」とともに、当局にご提出いただきますようお願い申し上げます。

## 払戻し公告等チェック表

登録番号	
商又は名号	
払戻しを行う前払式支払手段の名称	

<記載項目について>

<p><b>【公告記載事項について】</b>          前払式支払手段発行者は、<b>資金決済に関する法律第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに前払式支払手段に関する内閣府令第五項第一号及び第二号</b>に掲げる事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙※により公告しなければならない。(前払式支払手段に関する内閣府令 第41条第2項より)</p>
<p><b>【掲示記載事項について】</b>          前払式支払手段発行者は、<b>資金決済に関する法律第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに前払式支払手段に関する内閣府令第五項第一号から第六号</b>に掲げる事項に関する情報を全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。(前払式支払手段に関する内閣府令 第41条第3項より)</p>

※ 前払式支払手段に係る証票を利用者に交付していない場合等は、電子公告も可。(詳細は、「前払式支払手段に関する内閣府令 第41条第2項」参照のこと。)

<チェック表>

【資金決済に関する法律 第20条第2項第1号～第3号】					
整理番号	公告	掲示物	審査項目	法令等	備考
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しをする旨	法第20条第2項第1号	「資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻し」と記載されているか、ご確認ください。
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと。	法第20条第2項第2号	～ 日 ①原則、公告日及び掲示日の翌日からが申出期間の起算日となります。 ②利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、申出期間は90日以上にするようお願い致します。
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前号の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと。	法第20条第2項第3号	
【前払式支払手段に関する内閣府令 第41条第5項第1号～第6号】					
整理番号	公告	掲示物	審査項目	法令等	備考
④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称	府令第41条第5項第1号	
⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しに係る前払式支払手段の種類	府令第41条第5項第2号	「発行届出書」(自家型)若しくは「登録簿」(第三者型)における第4面の記載と合致しているか、ご確認ください。
⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しに関する問合せに応ずる営業所又は事務所の連絡先	府令第41条第5項第3号	電話番号、メールアドレス等を記載して下さい。
⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第二十条第二項第二号の申出の方法	府令第41条第5項第4号	
⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しの方法	府令第41条第5項第5号	
⑨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項	府令第41条第5項第6号	上記の他に当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項を記載して下さい。